

# 苫小牧市防犯ガイドブック

平成31年4月（第7版）

「健やかで安心・安全に暮らすまち」

（苫小牧市基本構想より）



苫 小 牧 市

# 1 はじめに

本冊子は、防犯推進活動の一つとして、犯罪の発生状況、苫小牧市の取組の現状等を紹介し、市民の皆さんと市職員が共通認識のもとに、防犯に関する意識の高揚を図り、地域の防犯体制の確立に取り組んでいただくことを目的に作成したもので、平成23年12月の初版から6版を重ねております。

現下の、刑法犯の発生認知件数は全国的に減少しておりますが、オレオレ詐欺等の特殊詐欺による被害は後を絶たず、子どもや女性を狙った不審者の出没情報も続いており、市民が安心して暮らせる環境を脅かしております。

ここにあらためて市の防犯施策の取り組みを紹介し、地域が一体となって防犯体制を築くその一助となることを願い、第7版のガイドブックを作成しました。

これからも、市民と警察、行政が『防犯意識』を共有し、市の防犯施策と市民一人ひとりの安全対策が推進され、犯罪のない『安全・安心のまち』苫小牧を実現しましょう。

目 次	
1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	苫小牧市における犯罪発生状況
1)	北海道内各市刑法犯認知件数（人口5万人以上）・・・・・・2
2)	苫小牧市内交番別刑法犯認知件数（H30）・・・・・・3
3	苫小牧市における防犯施策取組状況
1)	広報及び啓発活動の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2)	防犯に配慮した環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・5
3)	市民及び事業者の防犯活動への支援・・・・・・・・・・5
4)	学校等における子どもの安全対策・・・・・・・・・・6
5)	高齢者の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
6)	その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4	地域における自主防犯パトロール組織等の状況・・・・・・8
5	犯罪等種類別相談先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・9
6	苫小牧警察署（交番）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・11
<u>資料1</u>	苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例・・・・・・・・12
<u>資料2</u>	苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例・・・・・・・・14

## 2 苫小牧市における犯罪発生状況

### 1) 北海道内各市刑法犯認知件数（人口5万人以上）

	平成 30 年			平成 29 年		平成 28 年	
	市	刑法犯 認知件数	人 口	市	刑法犯 認知件数	市	刑法犯 認知件数
1	札幌市	11,718	1,952,348	札幌市	13,237	札幌市	15,422
2	函館市	1,499	262,519	旭川市	1,716	旭川市	2,052
3	旭川市	1,380	340,211	函館市	1,475	函館市	1,526
4	<b>苫小牧市</b>	1,093	172,373	<b>苫小牧市</b>	1,185	<b>苫小牧市</b>	1,173
5	帯広市	798	167,653	帯広市	865	釧路市	1,042
6	釧路市	769	172,391	釧路市	766	帯広市	849
7	江別市	638	118,999	千歳市	723	千歳市	743
8	千歳市	598	96,841	江別市	634	江別市	616
9	小樽市	489	118,948	小樽市	488	小樽市	606
10	北見市	417	118,787	北見市	465	北見市	526
11	岩見沢市	351	82,823	恵庭市	392	室蘭市	455
12	室蘭市	308	85,807	北広島市	348	岩見沢市	441
13	恵庭市	304	69,521	岩見沢市	344	恵庭市	413
14	石狩市	280	58,502	室蘭市	325	石狩市	386
15	北広島市	263	58,828	石狩市	317	北広島市	342
	計	20,905	3,876,551		23,280		26,592

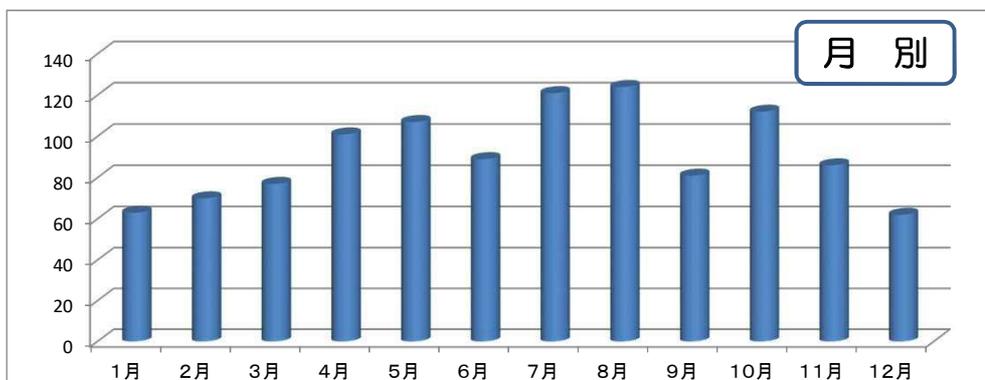
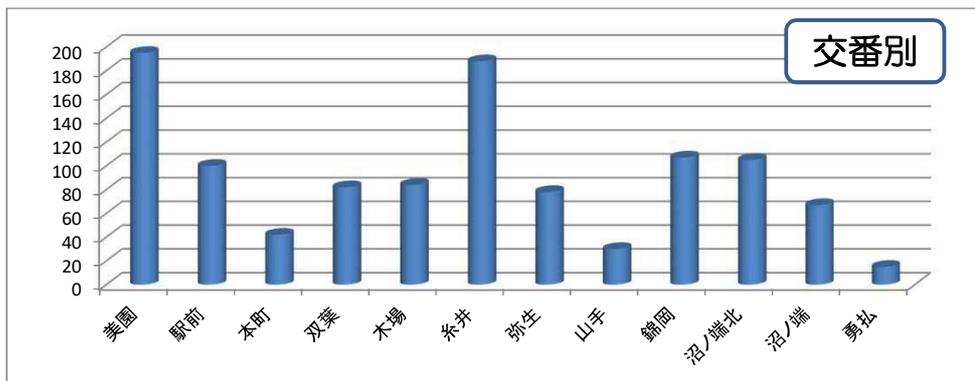
※ 市町村別認知件数（12月末現在）：北海道警察本部

※ 平成30年住民基本台帳人口(平成30年1月1日現在)：北海道

2) 苫小牧市内交番別刑法犯認知件数（H30）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
美園	15	19	9	11	14	19	27	19	11	22	22	7	195
駅前	8	4	7	7	8	10	7	17	3	10	11	8	100
本町	2	6	2	4	1	2	3	10	2	7	1	2	42
双葉	4	4	7	7	9	7	9	12	8	7	5	3	82
木場	4	6	7	9	14	8	6	4	3	10	7	6	84
糸井	9	12	13	25	20	13	18	23	17	12	15	11	188
弥生	4	4	0	8	9	2	8	8	9	13	8	5	78
山手	0	1	6	0	4	4	4	2	3	3	1	2	30
錦岡	5	6	11	6	12	8	17	10	8	10	7	7	107
沼ノ端北	6	4	9	13	9	7	15	11	10	11	3	7	105
沼ノ端	6	4	6	5	4	8	4	8	7	5	6	4	67
勇払	0	0	0	6	3	1	3	0	0	2	0	0	15
	63	70	77	101	107	89	121	124	81	112	86	62	1,093

(資料提供：苫小牧警察署)



### 3 苫小牧市における防犯施策取組状況

#### 1) 広報及び啓発活動の実施

	取組事業	事業概要	担当課
1	犯罪情報等の発信	ホームページを活用し、警察等からの犯罪情報の迅速な発信を行うとともに、年6回「防犯だより」を発行。「広報とまこまい」に防犯情報を掲載し注意喚起を図る	市民生活部安全安心生活課 32-6287
2	地域防犯パトロールの実施	青色回転灯装着車両による市内巡回啓発を実施	市民生活部安全安心生活課 32-6287
3	防犯出前講座	プロジェクター等の視聴覚資器材を活用し、振り込め詐欺等の被害防止ポイントを含む防犯出前講座を実施	市民生活部安全安心生活課 32-6287
4	懸垂幕の掲示	市庁舎壁面への啓発用懸垂幕を掲出	市民生活部安全安心生活課 32-6287
5	歳末地域安全運動市民パレードの実施	犯罪、暴力、交通事故、火災等の未然防止を目的とし、市、警察、消防、町内会及び21協力団体合同による、出発式及び街頭啓発市民パレードを実施	市民生活部安全安心生活課 32-6287
6	苫小牧港まつり、苫小牧スケートまつりにおける啓発活動	様々な年齢層の市民が集う大規模イベントでの啓発活動を通じ、防犯意識の高揚を図る	市民生活部安全安心生活課 32-6287
7	防犯リーダー研修会の実施	町内会・自主防犯パトロール組織の実務者を対象に防犯対策や青色防犯パトロール再講習を兼ねた研修を実施	市民生活部安全安心生活課 32-6287
8	防犯啓発ポスターの製作、配布	振り込め詐欺防止啓発ポスターを警察との連携により、市で製作。市内店舗・事業所等に配布	市民生活部安全安心生活課 32-6287

## 2) 防犯に配慮した環境の整備

	取組事業	事業概要	担当課
1	街路灯設置事業	夜間における治安維持及び交通安全の確保等を図るため、市民要望等を基に、幹線道路に設置(主に幅員10m以上の市道)	市民生活部市民生活課 32-6303
2	街路灯設置補助事業	夜間における治安維持及び交通安全の確保等を図るため、町内会が生活道路に設置する費用の一部を補助(主に幅員10m未満の市道)	市民生活部市民生活課 32-6303
3	街路灯の維持管理	委託業務により6ヶ月に1回、市内街路灯を点検し、不点灯街路灯を把握し速やかな交換等の対応実施	都市建設部道路維持課 73-5000
4	防犯に配慮した環境の整備	公園整備工事及び公園維持管理業務において、防犯に配慮した樹木の植樹や、調査結果を基に剪定・伐採などの取組みを実施	都市建設部緑地公園課 32-6509
5	公共施設における安全対策	公共施設の新築・改修時に、防犯上危険となる目隠しになる箇所などの解消を図るよう配慮する	都市建設部建築課 32-6531
6	市営住宅の照明確保	新築については、エレベーター、廊下、階段、駐車・駐輪場などの共用部の照明を確保。既存については、共用部などの照明の不具合・故障個所についての迅速な対応の実施	都市建設部住宅課 32-6323
7	防犯カメラの設置	不特定多数の人が利用する施設等の屋内外に画像表示装置及び録画装置を備えたカメラを設置	市民生活部安全安心生活課 32-6287
8	大型店の防犯対策への協力	大規模小売店舗(売り場面積1,000㎡以上)が新規出店の際、騒音・交通・防犯等に配慮を求めるための法律「大規模小売店舗立地法」に基づき、市から道へ意見を提出することができることから、庁内関係課会議を設置し意見集約を実施	産業経済部商業振興課 32-6445

## 3) 市民及び事業者の防犯活動への支援

	取組事業	事業概要	担当課
1	地域自主防犯パトロール組織への支援	防犯パトロール用資器材、青色回転灯、防犯のぼり等の貸出し。啓発用看板の設置	市民生活部安全安心生活課 32-6287

4) 学校等における子どもの安全対策

	取組事業	事業概要	担当課
1	「子どもを守り心を育てる運動」の実施	平成元年7月に、市内中学生3名のシンナー吸引による死亡事故を教訓に、各種団体が青少年の健全育成・非行防止・地域の防犯を目的とした運動	健康子ども部子ども支援課 32-6148
2	不審者情報の発信	小・中・高等学校生徒指導連絡協議会から送られてくる不審者情報を、安全安心生活課のホームページに掲載し、広く市民に注意喚起を図る	健康子ども部子ども支援課 32-6148
3	こどもSOSの家の実施	平成10年度から実施。商店・事業所・一般住宅等、地域の協力のもと、「こどもSOSの家」ステッカーの貼付と子どもの保護と警察への通報のお願いを実施	健康子ども部子ども支援課 32-6148
4	こどもSOSカーの普及	平成17年度から実施。「こどもSOSの家」ステッカー運動とあわせ市公用車(約200台)の左右2カ所に貼付	健康子ども部子ども支援課 32-6148
5	青色回転灯車両による巡回パトロールの実施	子どもの危険行為や交通マナー・帰宅等の指導を行うとともに、不審者・変質者から子どもを守るために、平成18年度から青色回転灯を搭載した車両により市内巡回を実施	健康子ども部子ども支援課 32-6148
6	通学列車における添乗指導	主に高校生の列車通学時のマナーについて、列車添乗や駅周辺での迷惑行為の調査を行い、マナー違反や危険行為については指導を実施	健康子ども部子ども支援課 32-6148
7	青少年の施設利用の実態調査	青少年がタム口しやすい大型商業施設や公共施設などを中心に利用状況や迷惑行為の有無について管理者などに聞き取りを実施、問題がある場合は巡回や学校等との連携による対応を図る	健康子ども部子ども支援課 32-6148
8	特別巡回パトロールの実施	状況に応じ巡回箇所、日時など変えながら、巡回パトロールを実施	健康子ども部子ども支援課 32-6148

9	警察との連携	子どもたちが長期休みとなる7月・12月を中心にカラオケボックス・インターネットカフェ等を合同巡回し、店舗側に子どもの利用ルールを理解・協力してもらうとともに、各種祭典事業も連携し指導巡回を実施	健康こども部こども支援課 32-6148
10	防犯グッズの配布	日本マクドナルド㈱より、「こども110番の家」関連事業への支援の一環として防犯笛の寄贈を受け、小学校新1年生に配布	教育部学校教育課 32-6742
11	防犯教室の推進	苫小牧警察署等と連携し、小・中学校における防犯教室を実施	教育部指導室 32-6744

#### 5) 高齢者の安全対策

	取組事業	事業概要	担当課
1	苫小牧市消費者被害防止ネットワーク	苫小牧警察署等と連携し、消費生活に関する情報提供及び消費者教育・啓発活動を推進。適切な相談活動などを通じ、消費者被害の防止に努める	市民生活部安全安心生活課 (消費生活係) 32-6306
2	消費者被害防止講座の実施	架空請求、不当請求、強引な契約、悪質訪問販売、電話勧誘などから被害を未然防止するため、市内団体・グループを対象に出前講座を実施	市民生活部安全安心生活課 (消費者センター) 33-6510

#### 6) その他の取組

	取組事業	事業概要	担当課
1	被害者相談窓口の設置	犯罪被害者からの相談を受け、関係機関及び関係課との連携による支援に努める	市民生活部市民生活課 32-6303
2	市の公共事業等における暴力団排除措置	「暴力団等の排除に関する合意書」に基づき、公共事業等から排除措置を講ずるため、苫小牧警察に情報照会と排除の要請	市民生活部安全安心生活課 32-6287
3	市が行う契約から暴力団の不当介入を排除する措置	「苫小牧市が行う契約における暴力団等排除措置要綱」に基づき、苫小牧市が行う契約から暴力団等の不当介入を排除するため、苫小牧警察署に情報照会し、入札参加の除外措置等を行う	財政部契約課 32-6216
4	ときわ、澄川地区への交番新設要望	地域住民からの要望をもとに、苫小牧警察、道警本部に要望書を提出。道へは重点要望事項として提出	市民生活部安全安心生活課 32-6287

#### 4 地域における自主防犯パトロール組織等の状況

NO	自主防犯パトロール組織等の名称	結成年	NO	自主防犯パトロール組織等の名称	結成年
1	明野柳町内会	H12	30	拓勇小学校子どもの安全サポートボランティア	H17
2	青葉区車友会	H23	31	拓勇西町内会	H28
◆3	糸井西町内会(◆～H17から運用)	※	32	拓勇東町内会	H21
◆4	糸井南町内会自主防災防犯会	H17	33	老人クラブ住吉泉福寿会	H24
◆5	植苗町内会連合会 防犯・防災部	H17	◆34	NPO 法人エクスプローラー北海道	H17
◆6	植苗自警団	S32	◆35	NPO 法人日本空手道振興会強健流空手道	H18
◆7	有珠の沢町内会	H17	◆36	東開町内会防犯委員会	H23
◆8	ウトナイ町内会	H28	◆37	ときわ町内会防犯パトロール	H28
9	音羽町内会自主防災組織	H23	38	豊川町内会	H1
10	オレンジ自治会防犯係	S57	39	二区天寿会	H19
◆11	柏木町町内会防犯パトロール隊	H13	40	西町親交会	S50
◆12	春日清水町内会(◆～H17から運用)	※	41	日新草笛町内会自主防犯パトロール隊	H1
13	川沿町町内会防犯パトロール隊	H17	42	日新中央町内会	H8
◆14	啓北町内会防災部	H17	43	日新町町内会	H20
◆15	公益社団法人隊友会苦小牧支部	H20	◆44	沼ノ端中央町内会	H1
16	光洋町内会自主防災防犯	H12	◆45	沼ノ端北栄町内会防犯パトロール隊	H21
17	幸町町内会自主防犯会	H25	46	花園町内会交通防災部	H20
◆18	しらかば東町内会翼安全パトロール隊	H18	47	勇払自治会	H17
◆19	新開明野元町防犯パトロール隊	H17	◆48	日吉町町内会防犯パトロール隊	H20
20	新中野町内会	H23	◆49	美光町内会地域保安部	H17
◆21	新明町町内会防犯部	H16	50	緑小学校地域安全推進委員会	H24
22	スプリングタウン登校指導員パトロール	H18	51	宮の森町内会	S55
◆23	澄川町町内会自主防犯組織	H18	◆52	もえぎ町町内会	H22
◆24	澄川西町内会	S52	53	元中野町内会	H20
◆25	住吉泉町内会	H24	54	弥生連合町内会自主防災会	H25
◆26	住吉公住11号棟駐車管理委員会	H20	◆55	勇武津見廻隊	H17
27	大成東区ドライバーズ組合防犯パトロール隊	H11	56	老人クラブ双葉会	※
28	第七区親交会	H18	◆57	しらかば中央町内会	H30
◆29	第八区緊急災害時対策委員会	H8	58	見山町東町内会	H30

(◆印～青色回転灯車両所有：29組織)

※活動しているが、防犯パトロール組織としては未結成。

## 5 犯罪等種類別相談先一覧

○犯罪や事故にあわれた方や、ご家族からの相談（被害者支援）

連絡先が不明の場合	担当課	電話
犯罪被害者相談窓口	市民生活部市民生活課	32-6303
北海道犯罪被害者等支援総合相談窓口 (公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター)	北海道被害者相談室 (毎週月～金 10時～16時)	011-232-8740
	苫小牧地区被害者相談室 (毎週水・金 10時～16時)	37-7830

○架空請求や悪質商法など消費生活上のトラブルや多重債務に関する相談

苫小牧市消費者センター	市民活動センター内	33-6510
-------------	-----------	---------

○暴力団、薬物乱用、違法薬物、少年相談、児童虐待などに関すること

暴力団相談・情報提供ダイヤルの開設	北海道警察本部捜査第4課	011-222-0200
覚醒剤、大麻などの薬物に関する情報や相談	北海道警察本部薬物銃器対策課	011-241-0110
少年非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などの相談	北海道警察本部 少年サポートセンター	0120-677-110 又は 011-242-9000
家庭教育問題、不登校、いじめなどの相談	健康子ども部青少年課	32-6759
	教育委員会教育部指導室	32-6744
少年非行、児童、生徒の安全対策	健康子ども部子ども支援課 (少年指導係)	32-6148
家庭内暴力(児童虐待)に関して	北海道室蘭児童相談所	0143-44-4152
	健康子ども部子ども支援課 (相談係)	32-6369

○出前講座の申し込み、問合せ

防犯出前講座の申し込み、問合せ	苫小牧警察署生活安全課	35-0110
	市民生活部安全安心生活課	32-6287
消費者被害防止出前講座の申し込み、問合せ	苫小牧消費者センター	33-6510

○街路灯の設置の相談や玉切れの連絡は、地元町内会へ

主に幅員10m未満の市道	市民生活部市民生活課	32-6303
主に幅員10m以上の市道	都市建設部道路維持課	73-5000
公園内	都市建設部緑地公園課	32-6509

## 6 苫小牧警察署(交番)一覧

- 事件事故通報・・・・・・・・・・・・・110番
- 警察への相談・問い合わせ
  - ・ 警察相談センター・・・・・・・・・・・・・#9110
  - ・ 苫小牧警察署・・・・・・・・・・・・・35-0110

交 番	電 話	管 轄 区 域
美 園 交 番	3 2 - 3 9 5 7	美園町、新明町、明野新町、明野元町、新開町、柳町、三光町5丁目から6丁目、字高丘の一部、(苫小牧川以東)、字丸山
駅 前 交 番	3 2 - 2 4 2 4	王子町、表町、若草町、旭町、末広町、元中野町、新中野町、港町、汐見町
本 町 交 番	3 2 - 3 5 4 3	本町、大町、寿町、本幸町、高砂町、錦町、幸町、栄町、浜町
双 葉 交 番	3 4 - 2 2 1 7	双葉町、音羽町、日の出町、住吉町、泉町、三光町1丁目から4丁目
木 場 交 番	3 6 - 8 2 9 5	緑町、木場町、清水町、春日町
糸 井 交 番	7 2 - 2 9 8 9	字糸井、日吉町、光洋町、有明町、永福町、小糸井町、日新町、豊川町、桜木町、川沿町、柏木町、しらかば町、有珠の沢町、はまなす町1丁目、宮の森町、桜坂町
弥 生 交 番	7 4 - 4 5 3 9	弥生町、白金町、青葉町、大成町、新富町、矢代町、元町
山 手 交 番	7 4 - 4 0 5 8	山手町、啓北町、北光町、花園町、見山町、松風町、字高丘の一部(苫小牧川以西)
錦 岡 交 番	6 7 - 0 0 3 1	字錦岡、ときわ町、澄川町、美原町、青雲町、宮前町、のぞみ町、もえぎ町、明德町、はまなす町2丁目、錦西町、北星町、字樽前
沼ノ端北交番	5 7 - 1 0 7 0	拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字植苗、字美沢、あけぼの町、ウトナイ北、ウトナイ南
沼ノ端交番	5 5 - 0 4 0 2	沼ノ端中央、字沼ノ端(室蘭本線以南)、字柏原、字静川、勇払の一部(勇払埠頭以北)、東開町、船見町、入船町、晴海町、一本松町
勇払駐在所	5 6 - 0 0 0 2	字勇払、字弁天、真砂町



資料1

○苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例

平成13年9月28日

条例第21号

改正 平成24年3月23日条例第12号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 防犯に関する施策の基本（第6条—第8条）

第3章 交通安全に関する施策の基本（第9条—第12条）

第4章 雑則（第13条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の防止（以下「防犯」という。）及び陸上交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者又は管理者をいう。

(2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営む者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、防犯及び交通安全に関し、この条例に規定する施策の基本に基づく施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら防犯及び交通安全に必要な知識及び技術を修得し、安全の保持に努めるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、防犯及び交通安全に関して必要な措置を講じるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 防犯に関する施策の基本

（広報及び啓発活動の実施）

第6条 市は、市民及び事業者の防犯に関する意識の高揚を図るため、防犯に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（防犯施設の整備等）

第7条 市は、防犯に関する環境の整備を図るため、防犯施設の整備等に努め

るものとする。

(その他必要な措置)

第8条 市は、前2条に規定するもののほか、防犯に関する必要な措置を講じるものとする。

### 第3章 交通安全に関する施策の基本

(広報及び啓発活動の実施)

第9条 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識の高揚を図るため、交通安全に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市は、市民が交通安全についての理解を深めるとともに、安全な行動が実践できるよう、心身の発達段階等に応じた交通安全に関する教育の推進に努めるものとする。

(交通安全施設の整備等)

第11条 市は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備等に努めるものとする。

(その他必要な措置)

第12条 市は、前3条に規定するもののほか、交通安全に関する必要な措置を講じるものとする。

### 第4章 雑則

(市民団体に対する支援)

第13条 市は、防犯及び交通安全を推進するため、当該防犯又は交通安全に関する市民団体の自主的活動に対して、必要な支援を行うことができる。

(犯罪及び交通事故による被害者等への支援)

第14条 市は、犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、国及び北海道その他の地方公共団体（以下「国等」という。）並びに関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、相談、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(国等及び関係機関等との連携)

第15条 市長は、国等及び関係機関等との連携に努めるとともに、必要に応じ、国等に対し、防犯又は交通安全に関する必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(意見の反映)

第16条 市長は、市民及び事業者の防犯及び交通安全の推進に関する意見を広く聴取し、市の施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第12号改正）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 資料2

### ○苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例

平成27年9月17日  
条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。
- (4) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講じるよう求めるものとする。

（公の施設に係る措置）

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じるものとする。

（市民及び事業者に対する支援）

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（暴力団の威力利用の禁止）

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

（利益供与の禁止）

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 苫小牧市防犯ガイドブック

- 発行年月 平成31年4月（第7版）
- 発行 苫小牧市
- 編集 苫小牧市市民生活部安全安心生活課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話 0144-32-6287

F A X 0144-32-4322

メールアドレス

[anzen@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:anzen@city.tomakomai.hokkaido.jp)